

家庭



母たらん人の言葉

高木四郎

今や未來の母として、有爲の子女を、國家に貢がんとする、重大なる家庭教育の責任を有する、一般の女子は、子女を愛すると同時に、それだけの愛情を、この言葉の上にも拂つて、児童に幸ひする口をもつて、膝下に是れを薰育し、禍の門となる様な、危險な口をもつて、接吻することは、注意せねばならぬ。それに、母の言葉は、母となつて生

れるものではなからう、であるから、母とならん前から、深く朝夕の言葉を慎んで児童と、明智の域に導くに値するだけの言葉をつかって、重い任を完全に果さうといふ、高い理想を、確固たる意志の上において、これを卑近に断行せねばならぬのである。

そこで、第一に、母の言葉が、児童に對して、一般に多すぎるといふ事は、多くは、愛にほだされての事であるから、今一概に難することは、或は、酷であるといふ人もあらうが、しかし、愛といふものは、いかに濃くても、必ず、理といふものを基礎として立たねばならぬので、道理を辨へない愛は、いはゆる痴情である。この痴情即ちはだされたる愛の、よくないものであるといふことは、誰れとて、知らないひとはなからう。既に痴情

といふことの、甚だ恐るべきものであることを、知つて居るならば、今日子の愛にひかされて、思はず知らず多く發する母の言葉は、即ち、子に對する母の、痴情から生ずるのであるから、害の甚だしきものなることも、從つて明らかであらう。して見れば、いかに愛情からでるとはいへ、決して吾人の觀過することの出來ない事がらではなからうか、かの前夕にのべた、金魚屋の來た時の母子の問答のごとき、若し、母が最初兒童に請求された時、今しばし、言葉を慎しむ事が出來たらば、或は、兒童をして泣かせずに、悲しませずに、すんだのではなかつたらうか。これらの點について、今日からの一般の女子は、充分に注意研究して、兒童の愛にひかされると同時に、言葉を尊び愛するといふ情をもつて、よくこれを制し得る

だけの覺悟を要するのである。さうして、一時の情愛にひかされて、自然におのれの言葉の軽くかつ多くならぬ様にし、それから生ずる弊害を、全く家庭から除去するといふことが、子女薰育の責めにあたつて居る女子の、大切なしかも緊急な任務であらうと思ふ。

それから、第二に言はうとするのは、母子應答の言葉の事であるが、およそ、家庭で子に對して母が言葉を使用する場合は、應答と閑話との二つがあるのであって、閑話といふのは、一日のうち一家團居して、時をきめ、歴史地理或は理化動植物等に、關係した談話をする事であれど、このことは、今日まだ我が國には誠に乏しい例なので、ほとんどの位な事であるから、この事については、後日折もあらばいふこととして、今は、應答

の場合の言葉についてのみいふのである。

さて、應答の言葉は、大概、指示、命令禁止等であつて、常に兒童を左右する性質をもつて居る。それ故、嚴格を要するのは勿論であるが、しかし同時に、温情を含んで居らねば、その嚴格は、苛酷といふもので、少しも教育的でないのである。例へば、外へ出よーとする時に、「外へいってはいけません」とか、金魚を買つてと請求した時に只「いけないよ」など、どういふわけであるかも辨へない兒童に、かく容易に一言にして、これを否定されるといふことは、倒底、兒童に對する慎重な言葉づかひでなく、兒童を輕んじた言葉なので、これららの言葉のうちには、兒童に對する温情といふものが乏しい、いはゞ苛酷な、邪険な無理な言葉である。譬ひ此の言葉を發した母の心はさうでな

くとも、聞く身になつて考へたならば、さうではなからうか。ことに、「うるさいねー」とか「いけないたら」などいふ言葉は、何たる無禮な言葉ではなからうか。兒童の権利を、何と無視した言葉ではなからうか。いかに親とはいへ、なほ兒童には兒童だけの自由を許し、あるところまでの権利は、これを認めて、その範圍内にまで立ちしめた言は、大いに慎まなくてはならないのである。これも今日までの弊風として、天下の兒童を、唯我かのもの、ごとくしたのであるが、今後の親は、大いに注意せねばならぬ事と思ふ。余は以上のことを言葉のうちには、温情などといふことを、些も認めることが出來ないのである。ことに又、兒童を左右する位置に居る、母の言葉にして、「どうでもなさい」などいふに至つては、實に邪険と思は

ずして、何とか聞かん。すべて、命令し禁止し指示する言葉は、必ずいつも明瞭でなくてはならぬのであるに、かゝる瞬時至極な言葉を、特に児童にむかって、かりにも發し、さうして、よく言ふ事を聞く順良な性質を備へさせよーとするのは、何たる無理なことではなからうか。児童はかういふ言葉をきいて、何と心に感ずるであらう。是非善惡を判ずることが出來ない児童に、「どうでもせよ」といふ、しかも児童と同じく、どうしてよいのか、もののわからぬ母ならば知らず、又狂人ならば問はないが、世には隨分ものゝわかつた母でも、他の事の忙がしい時などには、面倒をいって、かういふ答へをするものも、なくはないよーであるが、かういふ言葉を聞いた時の児童の心は、いかに殘念に、いかばかりまた悲しいであらうか

よ
余は、児童がかういふ言葉を多く耳にし、一種悲哀な感を、心裡に印した結果は、將來にまでわたへて、いかなる性質をかたちづくるであらうかと恐しくさへ思ふのである、又以前には「外へいくてはいけない」といひながら、すぐ「遠くへいくてはいけないといふのさ」と言ひぬけ一度は「よせ」と禁じ、二度目には、児童の目的を達せしめ最後には、「買つてあげたから、おとなしくしなければいけません」などいひ、又、方便がついて偽りとなつて、児童を悲嘆にむせばせるなどは、骨稽といはんか、何といはんか、とても教育的とはおもはれぬ。よし一營生上において、または作法上において、家庭で厳格であるといつても、それら、營生作法等の教育も、皆これ此の言葉がおさにたつて、指示命令或は禁止して導くのであるの

だから、かういふ教育的でない言葉をつかふ家庭に、教育的薰育が、いかなる方面になりとも、行はれるはづは、決してないと断言することが出来るのである。

指示して言ふことをきかず、命令して言ふことをきかず、將禁止して言ふことをきかない兒童をどうして明智の域に導く事が出来よー。であるから、兒童は、常によくいふことをきくよーにしつけるのが、第一に必要なのである。またそれと同時に、母はあまり禁止せず命令せずして、或時は邪魔になつても、又亂暴しても、なるべく兒童の自由活動などを舒長させるよーにつとめて、これをさまたげず、面倒と思ふことも、うるさいと感ずることも、こは兒童の本性として恐び、止むを得ない時か、または、當然なる場合においては、簡単

にその理非を説きて、或時は禁じ或時は指示し、または命令して、決行させねばならぬのである。であるから、禁止し指示し命令する言葉は、余りない時に於いてのみ發せられたるので、多くの場合は、子女の欲するまゝにし、いづれにても害なき限りは、これを放任して、その自由をみとめねばならぬのである。今日の一般的のごとく、或時は母が兒童と同等のものなるかのごとく、又或時は兒童の權利自由を、全然剥奪して、これを束縛しまだ甚だしきに至つては、腕力をもつてひきずらんとするがごときは、その所作は野蠻といふべくまた、誠に不見識といはざるを得ないので、これではその權威が、兒童に無視されるのは當然にあらといはねばならぬ。